

令和5年2月改定

保存版

# 留守家庭児童会のしおり



羽曳野市教育委員会

## ●目次

• 留守家庭児童会とは.....	1
• 留守家庭児童会の実施内容	
1.期間及び時間.....	2
2.対象校区及び開催場所・連絡先.....	2
3.対象児童.....	3
4.入退会について.....	3
• 費用について	
1.月毎に必要な費用.....	4
2.使用料減免について.....	5
• 延長使用（延長保育）について.....	6
• 土曜使用（土曜保育）について.....	8
• 利用にあたってのお願い	
1.学校への連絡と下校の指導.....	9
2.ご家庭でのお願い.....	9
3.登下校にあたってのお願い.....	9
4.学童保育中におけるお願い.....	10
• 児童会利用にあたっての誓約事項.....	11
• 必要書類の提出について.....	12
• 気象警報の発令等、緊急時の対応について.....	13
• よくある質問と回答.....	18
• 感染症等に係る登所に関する意見書(切り取り線付).....	巻末

## 留守家庭児童会とは

児童福祉法に基づき、市町村が放課後児童健全育成事業として実施している放課後児童クラブ（学童保育）のことを羽曳野市では留守家庭児童会（以下、しおりでは「児童会」という）と呼んでいます。

本市の児童会は、就労や疾病等により保護者が昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校（以下、しおりでは「学校」という）の1年生から6年生までの児童を対象として、放課後等に開設しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成を目指しています。

児童会での児童及び保護者への支援は、以下の方針で取り組んでいます。

- ・児童の主体的な遊びや生活が可能となるよう、家庭、地域等と連携した支援を行い、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・児童及び児童の保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重した支援を行う。

児童会は、原則児童のみでの集団下校となるなど、運営内容や制度は保育園とは大きく異なります。日々成長していく子どもたちが安心して、健やかに放課後等の生活を過ごせるよう、児童会への入会後は、児童会職員との連携を十分にとっていただくとともに、児童会の運営にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

留守家庭児童会入会中は、  
この「しおり」を大事に保管し、  
内容をよく読んでおいてください。

# 留守家庭児童会の実施内容

## 1. 期間及び時間

4月1日から3月31日までの月曜日から土曜日

平 日 授業終了時刻 ～ 午後5時00分集団下校  
 土 曜 日 午前9時00分 ～ 午後5時00分集団下校 (希望者のみ)  
 学校休業日(夏休み等) 午前8時30分 ～ 午後5時00分集団下校  
 延長使用(土曜開会を除く) 午後5時00分 ～ 最大午後6時30分(希望者のみ)

ただし、次に該当する日は休会日となります。

- ① 日曜日、祝日
- ② 12月29日～翌年の1月3日まで
- ③ 8月10日から同月18日までの間において毎年度委員会が指定する日
- ④ 災害、暴風雨等で学校が休校又はそれに準じて一斉下校となった日
- ⑤ その他教育委員会が休会と認めた日

## 2. 対象校区及び開会場所・連絡先 (在籍する学校の児童会に入会となります)

児童会名	対 象 学 校	開 会 場 所	住 所	児童会の電話番号 (FAX 兼用)
古 市	古 市 小 学 校	古 市 小 学 校 内	古市1丁目1番7号	072-958-1935
古市南	古市南小学校	古市南小学校内	古市5丁目14番38号	072-958-1999
駒ヶ谷	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷小学校内	駒ヶ谷344番地の1	072-957-0749
西 浦	西 浦 小 学 校	西 浦 小 学 校 内	西 浦 1 0 5 0 番 地	072-958-0151
西浦東	西浦東小学校	西浦東小学校内	広瀬75番地の3	072-958-8103
白 鳥	白 鳥 小 学 校	白 鳥 児 童 館 内	翠鳥園2番9-101号	072-957-1513
羽曳が丘	羽曳が丘小学校	羽曳が丘小学校内	羽曳が丘6丁目8番1号	072-956-2120
丹 比	丹 比 小 学 校	丹 比 小 学 校 内	郡 戸 2 0 6 番 地	072-939-4950
埴生南	埴生南小学校	埴生南小学校内	はびきの6丁目6番1号	072-958-4999
埴 生	はびきの埴生学園	はびきの埴生学園内	伊賀5丁目8番1号	072-938-0343
高 鷲	高 鷲 小 学 校	高 鷲 小 学 校 内	島泉2丁目1番19号	072-938-4710
高鷲北	高鷲北小学校	高鷲北小学校内	島泉4丁目3番33号	072-954-7301
高鷲南	高鷲南小学校	高鷲南小学校内	高鷲2丁目12番地の1	072-953-3388
恵我之荘	恵我之荘小学校	恵我之荘小学校内	南恵我之荘7丁目8番35号	072-952-8696

### 3. 対象児童

羽曳野市内の学校に在学する1年生～6年生の児童のうち、保護者が次のいずれかに該当するもの。

- ①（就労） 1ヶ月に通勤時間を含む実労働時間64時間以上、16日程度労働することを6ヶ月以上予定していること。なお、放課後等の時間に就労していること。
- ②（傷病） 傷病により、放課後等において、児童の保護、育成ができないこと。
- ③（看護・介護）同居の家族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護しており、放課後等において児童の保護、育成ができないこと。
- ④（在学） 在学により、放課後等において児童の保護、育成ができないこと。

※夏休みなどの長期休暇のみのご利用はできません。

※育児休業中の入会、在会はできません。産前・産後休業の場合は入会、在会ともに可能です。

### 4. 入退会について

#### 1) 入会

毎年度入会手続きが必要です。

※入会する児童の発達や心身の状態等に不安のある方は事前にご相談ください。

施設条件、職員の配置状況等により、入会する児童に必要な支援が提供できないと判断した場合は、入会をお断りすることがあります。

#### 2) 退会

年度途中で退会を希望される場合は、必ず退会日までに「退会届」を提出してください。

届出がない限りは在籍扱いになり、費用が発生いたします。【詳細は p.4】

#### 3) 年度途中において、次の事由が発生したときは退会となります。

- ① 保護者の退職、傷病の治癒等で、在会条件を満たさなくなったとき
- ② 本市の区域内の学校に就学する者でなくなったとき
- ③ 児童及び保護者が退会を希望したとき
- ④ 無断で1ヶ月間欠席したとき
- ⑤ 納付日までに、使用料を納付せず悪質であると判断されたとき
- ⑥ その他、条例・施行規則・誓約書事項に反し管理運営に著しく支障があると判断されたとき
- ⑦ 育児休業を取得したとき（産後8週後、職場に復帰しない場合）

# 費用について

## 1. 月毎に必要な費用

### 1) 使用料（市役所取り扱い）

金額：5,000円／月 2,500円／月（2人目以降の入会児童）

納入日：毎月月末（当月分）

納入方法：口座振替

- ・使用料は、原則口座振替での納付となります。入会決定通知書送付時に「使用料口座振替依頼書」を同封しますので、口座引落しを希望する銀行またはゆうちょ銀行で手続きしてください。
- ・事情により、口座振替の手続きができない場合は、毎月中旬頃に納付書をお送りしますので、市役所、支所またはお近くの金融機関にてお支払いください。

※出欠の有無に関わらず、在籍している限りはその月の使用料が発生します。

また、月の途中で入退会する場合も、1ヶ月分の使用料が必要です。（日割り計算なし）

### 2) 学童活動費（各保護者会取り扱い）

金額：3,000円／月（基準）

納入日：毎月11日まで

納入方法：児童会より納入袋を毎月6日（6日が市の休日の場合はその翌日）にお渡ししますので、児童会を通して、保護者会に納入してください。

※おつりのないようお願いします。

- ・学童活動費は教室で提供するおやつ費用に加え、本来個人負担とすべき、児童に提供する物品の購入費用や、市で負担できない教室開催行事などの年間積み立ての費用も含まれます。
- ・おやつ提供は、保護者会が主体となり実施するものですが、保護者会の依頼により、学童職員が提供しています。そのため、学童活動費は各児童会を通して保護者会に納入していただく形となります。

※出欠の有無に関わらず、在籍している限りはその月の学童活動費は発生します。

また、月の途中で入退会する場合も、1ヶ月分の学童活動費が必要です。（日割り計算なし）

### 3) 延長使用料（市役所取り扱い）※希望者のみ

延長使用をする場合は、通常の使用料とは別に延長使用料が必要です。

金額：1,500円／月

納入日：毎月月末まで（使用料と併せて納付）

※延長使用料の多人数割引及び使用料減免はありません

### 4) 土曜使用料（市役所取り扱い）※希望者のみ

土曜使用をする場合は、通常の使用料とは別に土曜使用料が必要です。

金額 1,000円／月

納入日：毎月月末まで（使用料と併せて納付）

※土曜使用料の多人数割引及び使用料減免はありません

## 2. 使用料減免について

使用料には減免制度があります。申請のあった翌月より適用となります。

延長使用料および土曜使用料、学童活動費には、減免制度はありません。

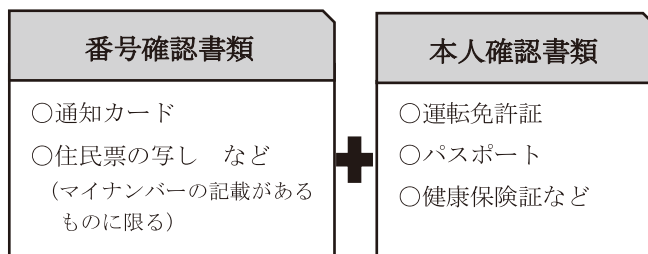
《減免対象》

1. 生活保護世帯
2. 市民税非課税世帯  
(入会年度の前年度非課税世帯 → 4月～6月分使用料免除)  
(入会年度非課税世帯 → 7月～翌年3月分使用料免除)
3. 災害等により使用料の納付が困難となったと認められる世帯に属する者

### 申請に必要なもの

下記のとおり、個人番号が確認できる書類

- 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードのみ
- 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない方は



その他必要な書類の提出をお願いする場合があります。

※減免対象外となられた場合はすみやかにご連絡ください。

※入会年度より非課税世帯となられる場合は 6月末までに申請してください。

入会年度の7月分から使用料の免除が適用されます。

# 延長使用(延長保育)について

## 1. 概要

児童会は、最長で午後 6 時 30 分まで延長開会しています。

	開会時間	延長使用
平日	授業終了時刻 ～ 午後 5 時 00 分 集団下校	～最長午後 6 時 30 分
学校休業日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分 集団下校	
土曜開会	午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分 集団下校	なし

- ・延長使用には**事前に申請が必要**です。
- ・延長使用の条件(後述)が遵守できない場合、使用を停止することがあります。
- ・**保護者等(高校生以上)のお迎えが必要**です。
- ・延長使用する場合は、児童 1 人につき月額 1,500 円の延長使用料が追加が必要です。  
(延長使用料の多人数割引及び使用料減免はありません。)
- ・土曜開会については、延長使用はありません。

## 2. 延長使用の申請について

### 1) 申請方法

「留守家庭児童会延長使用申請書」の提出が必要です。(申請期間・場所は下記参照)  
後日、延長使用の可否を郵送にて通知します。

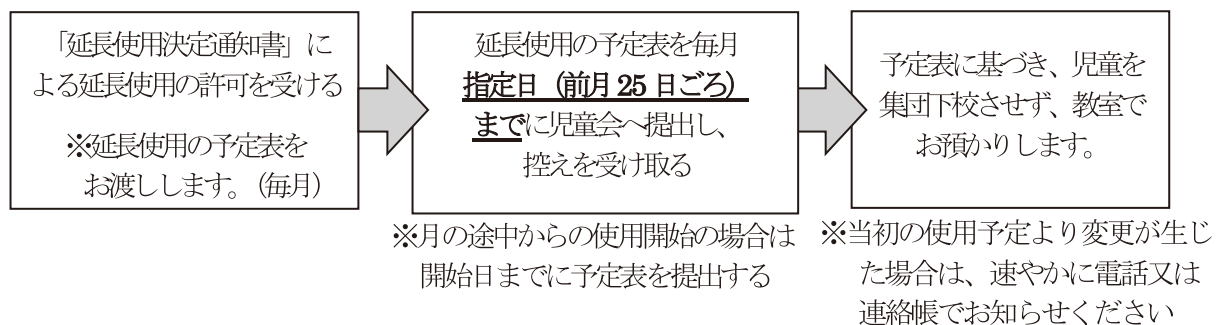
※延長使用の許可は申請年度限りのものとなり、翌年度以降も使用する場合は、入会手続きの際に併せて再度申請が必要となります。

### 2) 申請期間・申請場所

延長使用の使用開始時期によって、申請期間が異なります。

使用開始時期	申請期間	申請場所
入会当初から使用	入会申請と同時	社会教育課窓口
上記以外	使用開始日の 14 日前 (その日が市の休日の場合はその前日)	在籍している児童会 又は社会教育課窓口

### 3) 申請後の流れ





### 3. 延長使用を取りやめる方法

延長使用の取りやめを希望される場合は、最終使用月の末日までに「延長使用停止届」を提出してください。提出がない場合、延長使用料が発生いたします。

→延長使用を停止した後、再開する場合、再度「留守家庭児童会延長使用申請書」の提出が必要です。使用再開日の14日前まで（その日が市の休日の場合はその前日）に届出してください。

※児童会を退会する場合、届出は不要です。

### 4. 延長使用条件

延長使用にあたって、以下の使用条件を遵守していただきます。

- ① 延長使用をするには、延長使用開始の14日前（その日が市の休日の場合はその前日）までに申請すること。
- ② 延長使用開始申請書の提出後は、延長使用停止の届出がない限り、使用の有無にかかわらず延長使用料が発生すること。（使用料の日割りは行わない。）
- ③ 延長使用を使用する前月の指定日までに延長使用予定表を提出すること。すでに提出した延長使用予定表の使用希望日に変更がある場合は、事前に電話や連絡帳での連絡を行うこと。
- ④ 延長使用時は児童のみでの帰宅は行わないため、保護者証を持っている者が、午後6時30分までに必ず児童を迎えに来ること。
- ⑤ 延長使用許可後に配布する、各学童教室の注意事項を遵守すること。

上記の使用条件を遵守できない場合は、延長使用を停止することがあります。

# 土曜使用（土曜保育）について

## 1. 概要

児童会は、土曜日において午前9時～午後5時まで土曜保育を行っています。

- ・土曜使用をするには、保護者全員が土曜日において、就労または疾病などにより児童の保護、育成ができないことが条件となります。
- ・土曜使用には**事前に申請が必要**です。
- ・土曜使用の条件が遵守できない場合、使用を停止することがあります。
- ・土曜使用する場合は、児童1人につき月額1,000円の土曜使用料が追加が必要です。（土曜使用料の多人数割引及び使用料減免はありません。）

## 2. 土曜使用の申請について

### 1) 申請方法

「留守家庭児童会土曜使用申請書」の提出が必要です。（申請期間・場所は下記参照）  
後日、土曜使用の可否を郵送にて通知します。

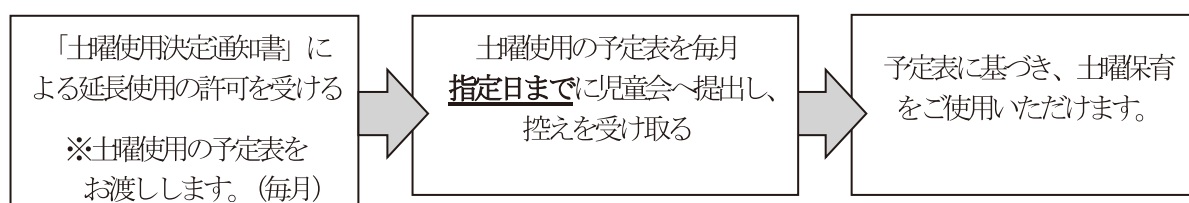
※土曜使用の許可は申請年度限りのものとなり、翌年度以降も使用する場合は、入会手続きの際に併せて再度申請が必要となります。

### 2) 申請期間・申請場所

土曜使用の使用開始時期によって、申請期間が異なります。

使用開始時期	申請期間	申請場所
入会当初から使用	入会申請と同時	社会教育課窓口
上記以外	使用開始日の14日前 (その日が市の休日の場合はその前日)	在籍している児童会 又は社会教育課窓口

### 3) 申請後の流れ



※月の途中からの使用開始の場合は  
開始日までに予定表を提出する

※当初の使用予定より変更が生じた場合は、速やかに電話又は  
連絡帳でお知らせください

## 3. 土曜使用を取りやめる方法

土曜使用の取りやめを希望される場合は、**最終使用月の末日までに「土曜使用終了届」を提出**してください。**提出がない場合、土曜使用料が発生いたします。**

※児童会を退会する場合、届出は不要です。

### ～おやつと昼食について～

**持参をお願いします。(現金は持たせないでください。)**

※おやつについては下記の物をご用意をお願いします。

- ・15分程度で完食できる・常温で保存可・合計100円程度（3個まで）  
(知育菓子等の作業を必要とするものはおやめください。)

# 利用にあたってのお願い

## 1. 学校への連絡と下校の指導

- ・学校の担任教諭に「留守家庭児童会」に入会していることを連絡してください。退会時も同様に連絡をお願いします。
- ・学校では4月当初集団下校を行っておりますので、特に新1年生は、誤って家に帰る班に入ることのないよう指導してください。

## 2. ご家庭でのお願い

### 1) 連絡帳に関して

児童会の連絡帳を毎日確認していただき、押印（サイン）してください。

※保護者と児童会の大切な橋渡しとして連絡帳を使用しています。また、家庭での子ども様子、質問や意見等がありましたらお書きください。

### 2) 塾・習い事に関して

塾や習い事は、開会時間中を避けてください。

※児童会では毎日の生活の中での当番活動や班活動、全体遊び等を通じて、個々に役割を持たせた集団づくりに取り組んでいます。

### 3) 児童の所持品等に関して

① 学校給食のない日はお弁当かパンを持たせてください。

(現金は持たせないでください。)

※飲み物はお茶が基本です。

(お茶以外で飲み物を持参される場合は、紙パックの牛乳にしてください。)

② 不必要な現金、携帯電話、おもちゃ等は持たせないでください。

③ 装飾品は禁止です(時計、イヤリング、ピアス、ネックレス等)。

## 3. 登下校にあたってのお願い

### 1) 安全な行き帰りの指導

安全に行き帰りができるよう児童会でも注意を促しますが、ご家庭でも保護者から日常的に注意をしてください。行き帰り中の事故等については、児童会では責任を負いかねますのでご了承ください。

### 2) 集団下校について

児童会では児童の送迎はありません。集団下校が基本となります。

① 延長使用の児童以外は、午後5時に集団下校となります。

② 区域外通学をされる児童については、原則保護者等のお迎えをしていただくこととなります。

### 3) 欠席・早退について

① 欠席・早退をさせる場合は、必ず連絡帳または電話で事前連絡をしてください。

② 児童が早帰りする場合は、原則毎時00分と30分の送り出しとなります。

※詳細な時間指定をされる方が増えますと児童の集団活動の支障となる場合もありますのでご理解ください。

#### 4) 一日保育時の登所について

- ① 長期休暇（夏休み等）や学校代休日等の一日保育時は、午前 8 時 30 分から午前 9 時までに登所させてください。
- ② 土曜保育は午前 9 時から午前 9 時 30 分までに登所させてください。
- ③ 自転車での登所はできません。特に夏休み等の長期休暇はご注意ください。  
※一日保育時には遅刻しないよう指定の時間までに登所させてください。病院への通院等のやむを得ない場合を除き、塾や習い事での指定時間を過ぎてからの受入はしていませんのでご注意ください。
- ④ 区域外通学をされる児童については、保護者などによる登所の付き添いにご協力をお願いします。

#### 5) お迎えについて

集団下校前にお迎えに来る場合は、教室までお迎えに来られるか、校門到着時に教室に連絡してください。

※校門付近で児童を待たせることはしません。

※教室のある学校の立地状況等によって、方法が変わることがあります。

### 4. 学童保育中におけるお願い

#### 1) おやつについて

保護者会の依頼を受けて、児童会の職員が管理・提供しますが、市販のものとなります。

#### 2) 宿題について

基本的な生活習慣の一部として、宿題・勉強の時間を設けています。宿題を済ませるように促しますが、内容についてはご家庭で最終確認をお願いします。

#### 3) 外出について

児童会開会時間中に児童だけでの外出はできません。

#### 4) 病気・ケガの対応

- ① 発熱（37.5℃以上）や体調不良、児童会でのケガ等の際は連絡しますので、保護者もしくは代理の方の速やかなお迎えを必ずお願いします。
- ② 児童会開会時間中におけるケガ等の**応急手当**は児童会で行いますが、受診が必要な場合は連絡いたします。病院での治療には保護者の同伴が必要ですので、お迎え等のご協力をお願いいたします。
- ③ 学級閉鎖等があった場合、その期間（当日を除く）、児童会への登所はできません。
- ④ 児童会での薬の預かりやケガの治療に関しては、医療行為等に抵触しない必要最低限の範囲でしか行う事が出来ません。児童会で薬の預かりが必要な場合は、社会教育課もしくは学童教室に相談いただいた上で、薬預かり依頼書の提出が必要です。

## 児童会利用にあたっての誓約事項

入会申請時に、下記の内容の誓約書を提出いただいておりますので、遵守をお願いします。

1. 入会申請の内容は事実と相違ありません。申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届出します。
2. 入会決定等にかかる審査のため教育委員会（以下「委員会」という。）が関係機関（出身保育園・幼稚園、市役所住民税担当課等）に照会することについて異存ありません。
3. 児童が日々の生活を円滑に過ごすことができるよう、安全面も含めて、小学校園等と連携を図るため、申請内容（個人情報）などを情報共有することに同意いたします。
4. 児童の来所及び帰宅途中に起こった事故、トラブル等については、保護者の責任で対処します。
5. 児童がケガや体調不良等で医療機関への受診が必要になったときなどは、緊急の場合を除いて保護者またはそれに代わる者で対応します。また、お迎えの連絡を受けたときには、速やかに迎えに行きます。
6. 延長及び土曜使用にあたっては、使用条件を遵守します。
7. 次に掲げる事由により強制退会とされても異存ありません。
  - (1) 1ヶ月以上無断欠席が続いたとき
  - (2) 使用料を納付せず委員会が悪質であると判断したとき
  - (3) その他児童会の管理運営に著しく支障が出ると委員会が判断したとき

## 必要書類の提出について

### 1. 必要書類の提出先および提出期日

書類名	提出先	提出期日
使用料減免申請書	社会教育課窓口	減免希望月の前月末まで
退会届	在籍している児童会 又は社会教育課窓口	退会する月の末日まで
延長使用申請書	在籍している児童会 又は社会教育課窓口	使用開始日の14日前まで
土曜使用申請書	在籍している児童会 又は社会教育課窓口	使用開始日の14日前まで
延長使用停止届	在籍している児童会 又は社会教育課窓口	最終使用月の末日まで
土曜使用終了届	在籍している児童会 又は社会教育課窓口	最終使用月の末日まで
申請内容変更届	在籍している児童会 又は社会教育課窓口	内容変更次第すぐ

※その他書類は書類ごとの指定する期日までに指定する提出先に提出してください。  
(その日が市の休日の場合は、その前日が提出期日となります。)

### 2. 書類内容に変更があったとき

提出された書類内容に変更(特に職場、住所、連絡先)が生じたときは、児童会もしくは下記へ連絡してください。

**※変更届や証明書の提出が必要です。**

**※市内転居に伴い児童会(在籍学校園)が変更になる場合は、入会希望日より14日前までに「申請内容変更届」をご提出ください。**

(届の提出が遅れた場合は、希望日から転居先の児童会を利用できない場合があります。)

#### 連絡先

羽曳野市教育委員会事務局社会教育課 課外対策担当  
(羽曳野市役所 別館3階)

Tel: 072-947-3902 (直通1) 072-947-3905 (直通2)

受付時間 9:00~17:30 (平日のみ)

# 気象警報の発令等、緊急時の対応について

## 1. 暴風警報等の気象警報発令時

- (1) 児童会の開会中に暴風警報または大雨等の特別警報等が発令された場合、もしくは児童会が開設されている小学校に避難所が開設された場合は、その時点で途中閉会となります。暴風警報等の発令で学校が休校となった場合は、当初から休会となります。途中閉会となった場合は、緊急メール配信等で連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。やむを得ない事情でお迎えに時間がかかる場合は、必ず児童会までご連絡ください。  
【詳細は p.14 の別表 1 参照】

## 2. 震度 5 弱以上の地震発生時

- (1) 児童会の開会中に震度 5 弱以上の地震等の甚大な災害が発生した場合は、児童を安全な場所で待機させます。緊急メールや電話が繋がらない可能性も高くなりますので、連絡がない場合でもお迎えに来ていただけますようお願いします。  
勤務先からの帰宅困難が予想される保護者の方は、あらかじめご相談ください。  
【詳細は p.15 の別表 2 参照】
- (2) 震度 4 以下の地震が発生した場合でも、被害状況によってはお迎えをお願いする場合があります。

## 3. 帰宅時の急な大雨や雷

児童の帰宅時に急な大雨や雷が発生している場合、もしくは予想される場合は、以下の通り下校時間を前後させます。

- ① 早帰りで帰宅できると判断した場合は、**午後 4 時 45 分ごろから集団下校**します。
- ② 午後 5 時 15 分まで待機し、安全を確認したうえで**集団下校**します。
- ③ 午後 5 時 15 分まで待機しても大雨や雷がおさまらない、あるいは校区内で冠水などがあり危険な場合は、**保護者のお迎えを依頼**します。

## 4. インフルエンザ等による学級閉鎖時

- (1) 学校登校後に学級閉鎖等となった場合は、当日の放課後は通常どおり児童会で児童をお預かりしますが、翌日以降の閉鎖期間中はお預かりできません。また、閉鎖日当日であっても児童の体調が悪い場合は保護者に連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。  
※ただし、感染症の種類や感染拡大の状況等により当日お預かりできない場合があります。
- (2) インフルエンザ等の感染症に感染した場合は、速やかに医療機関を受診し、登所停止期間を遵守するなど、他の児童への感染防止に努めてください。  
【詳細は p.16～17 の別表 3、別表 4 参照】

## 5. その他、重大な事故、事件、感染症等が発生した時

上記以外でも、児童会を継続できない重大な事故、事件、感染症等が発生した場合は、途中閉会となります。緊急メール配信等で連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。

※緊急時の連絡は緊急メール配信を優先しますので、緊急メールの登録をお願いします。

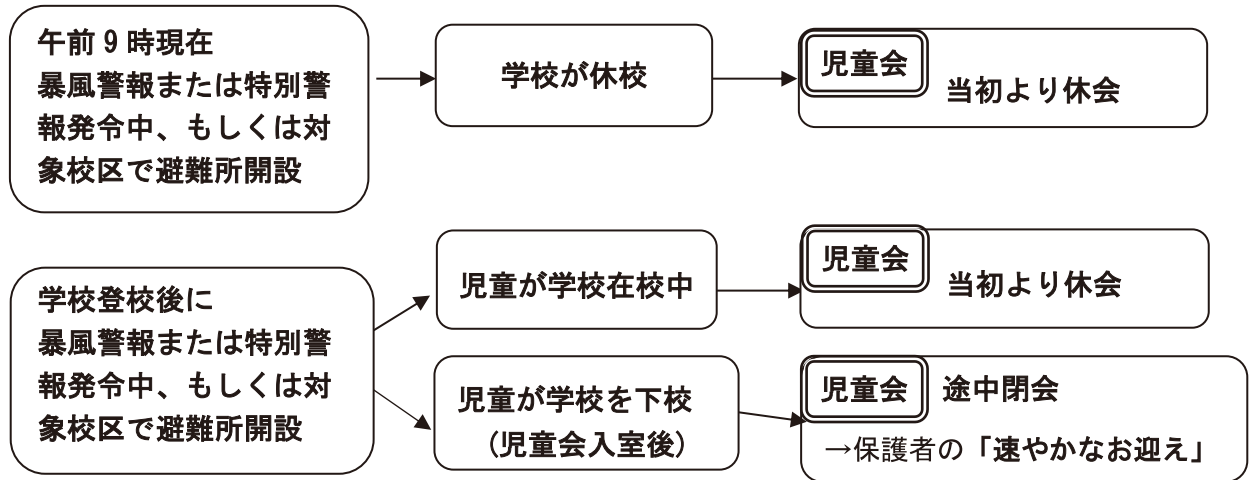
※「速やかなお迎え」は保護者又は保護者に代わる方をお願いします。

緊急時に備えて、お迎えに来られる方・児童を保護する方法を事前に考えておいてください。



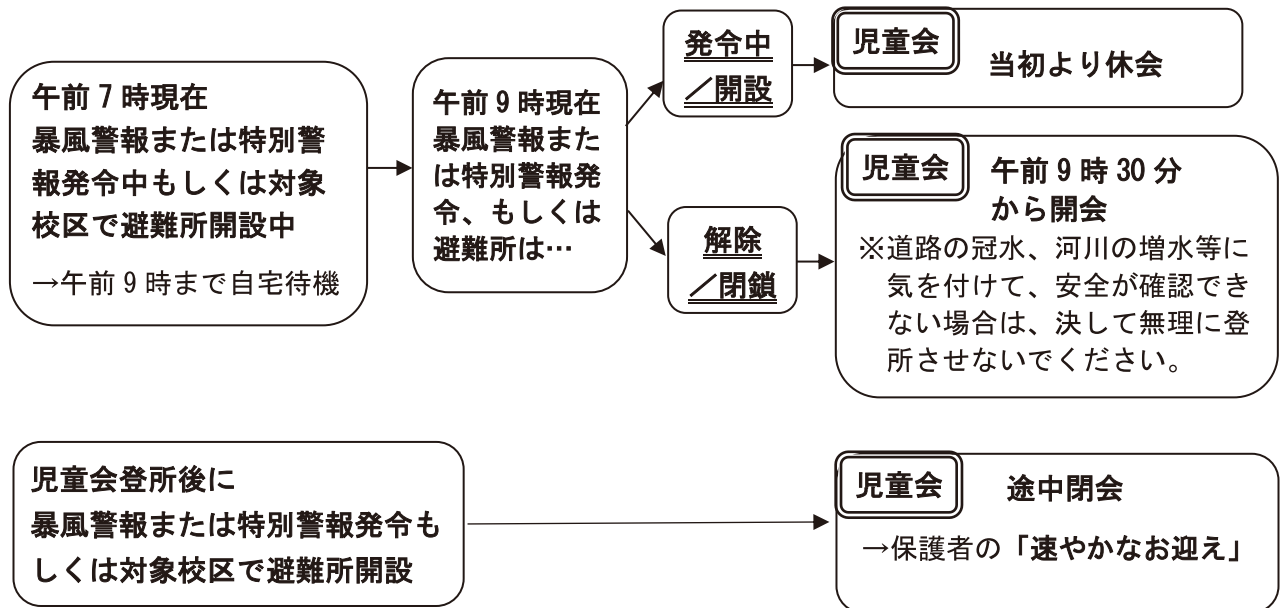
**別表 1** 羽曳野市（大阪府全域、南河内地域含む）に暴風警報または大雨等の特別警報が発令、もしくは入会児童会の校区で避難所が開設された場合

【通常の平日(学期中)】



※兄弟で児童会に入会していて、上の学年の児童が在学中で、下の学年の児童が下校後、児童会に入室している場合の対応は、各家庭により異なります。  
 ※土砂災害の状況等によって避難所が開設される学校とそうでない学校があります。

【学校休業日（夏休み等、土曜開会、運動会の代休等）】



- ・午前7時現在で「暴風警報または特別警報」が発令中の場合は、午前9時まで自宅待機となります。
- 午前9時になる前に「暴風警報または特別警報」が解除された場合でも、必ず午前9時まで自宅待機してください。

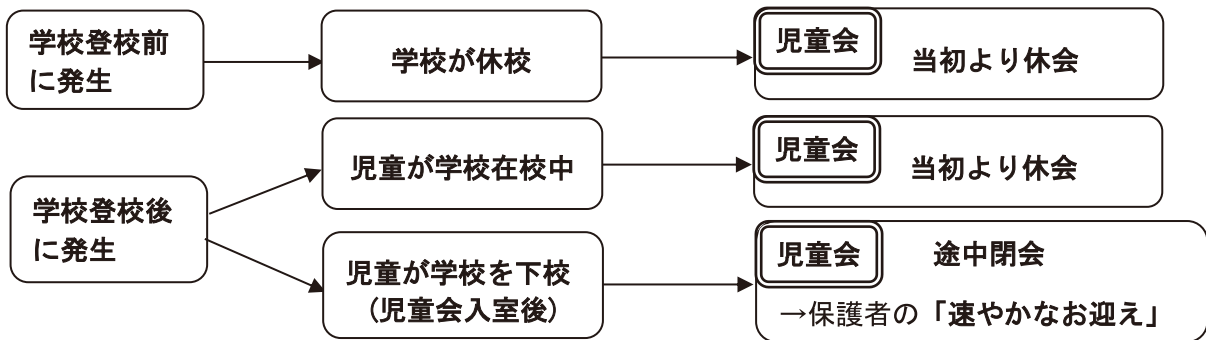
●諸注意

- ※台風等の気象情報には、日頃より十分気をつけてください。
- ※暴風警報、特別警報発令時は、緊急メール受信及び児童会からの連絡が取れるよう、特にご注意ください。
- ※災害時は、学校が避難所になる場合があります。

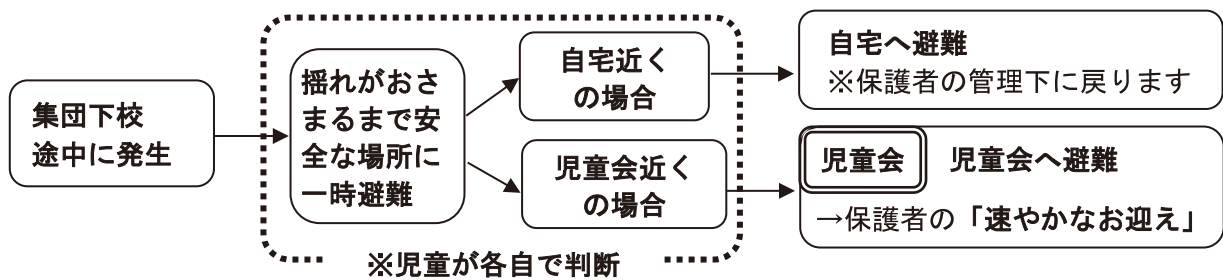


## 別表2 羽曳野市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

【通常の平日(学期中)】

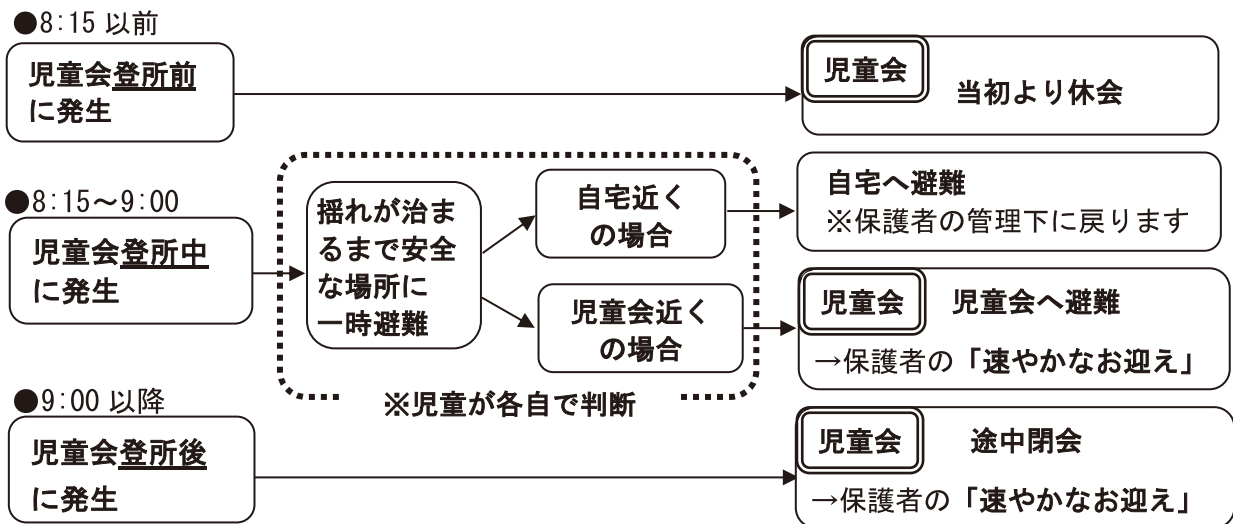


※兄弟で児童会に入会していて、上の学年の児童が在校中で、下の学年の児童が下校後、児童会に入室している場合の対応は、各家庭により異なります。



※児童は、登下校中の震度は判断できませんので、「身の危険を感じる揺れを感じたら、児童会の近くなら児童会へ、自宅の近くなら自宅へ」という指導を行います。ご家庭でもご指導よろしくをお願いします。

【学校休業日(夏休み等、土曜開会、運動会の代休等)】



### ●諸注意

※地震発生時は、電話やメールが繋がらない可能性もありますので、**緊急メール受信及び児童会からの連絡が届かない場合でも**、お迎えをお願いします。

※この対応は、あくまでも原則であり、緊急時には円滑に対応できないことが予想されます。

※被害状況次第では、震度5弱未満の地震でも、お迎えをお願いする場合があります。

※震度5弱以上の地震が発生した場合は、「羽曳野市災害対策本部」が設置されます。

また、学校が避難所になる場合があります。

## 別表 3

### ○感染症区分

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、伝染性膿痂疹（とびひ）など）

### ○登所停止期間

・第一種感染症：完全に治癒するまで。

・第二種感染症：次の期間のとおり。

（ただし、医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。）

病名	登所停止期間
インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての水疱がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで

・第三種感染症：病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※別表 3 の感染症等に罹患し、登所停止期間経過後、登所できるようになった日が学校休業日（夏休み等、土曜開会、運動会の代休等）の場合は、「感染症等に係る登所に関する意見書」（医師の証明が必要）の提出が必要です。「意見書」様式は巻末にあります。

※平日、学校からの登校許可を受けて登校できるようになった場合は、「意見書」は不要です。

## 別表 4

病名	留意事項
アタマジラミ	シラミの駆除（専用シャンプーによる洗髪など）・タオル等の共有を避ける・着衣・シーツ・帽子等の洗濯と熱処理
伝染性軟属腫（水いぼ）	原則としてプールを禁止する必要はないが、直接接触などを避ける

※別表 4 に罹患した場合は、「意見書」は不要ですが、感染防止に努めてください。なお、症状が重い場合は、「意見書」の提出を求める場合があります。



## よくある質問と回答

### Q. 求職中でも入会できますか？

A. 求職中の場合は、在職証明書を提出できないため入会できません。ただし、既に入会しており、年度途中で退職された場合は、特例として退職した日から 3 ヶ月間は求職期間として在籍が可能です。（その場合、ハローワーク受付票のコピーの提出が必要です。）

### Q. 夏休み期間中のみの利用は可能ですか？

A. 羽曳野市の留守家庭児童会では、夏休みなどの長期休暇中のみの利用は認めていません。

【参照 p.3】

### Q. 育児休暇中でも入会できますか？

A. 育児休業中の場合は入会できません。（既に入会している場合でも退会となります。）

産前・産後休業の場合は入会、在会ともに可能です。【参照 p.3】

### Q. ひとり親世帯ですが使用料の減免はありますか？

A. 使用料の減免決定は、その世帯の課税状況、または生活保護受給世帯か否かで判断されます。ひとり親世帯の減免制度はありません。【参照 p.5】

### Q. 転勤で、勤務先が変わったのですがどうすればいいですか？

A. 在職証明書の証明者が変わらず、勤務地のみの変更の場合は「申請内容変更届」を提出し、勤務地変更の申告が必要です。証明者が変わる場合は、新たな在職証明書の提出が必要となります。変更届、在職証明書は各児童会、社会教育課窓口でお渡しします。【参照 p.12】

### Q. 月に数日だけなのですが、午後 5 時以降も預かってもらえますか？

A. 月に 1 日でも、午後 5 時を過ぎて児童を預かる場合は、延長使用の使用申請が必要です。使用開始は申請から最短で 14 日後で、たとえ数日だけの使用でも月額 1,500 円の延長使用料が追加で必要になります。【参照 p.6-7】

### Q. (一日保育時) 午前中は習い事があるためお昼から預かってもらえますか？

A. 活動のカリキュラムを組んでおり、安全上の面からも、通院などのやむを得ない場合を除き、認められません。【参照 p.9-10】

### Q. 児童の送迎はしてもらえますか？

A. 児童の送迎はなく、基本的に午後 5 時に集団下校となります。なお、延長使用される場合は午後 6 時 30 分までに保護者等によるお迎えが必要です。【参照 p.6】

## 感染症等に係る登所に関する意見書

羽曳野市教育委員会  
教 育 長 様

年 月 日

※ \_\_\_\_\_ 教室

※ \_\_\_\_\_ 年生

※ \_\_\_\_\_ 児童氏名

### ■病気の種類■

- ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎
- ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・流行性角結膜炎
- ・膿疱疹 ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ
- ・伝染性紅斑 ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎
- ・その他 ( )

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、感染のおそれがないと判断されたので、

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降の登所が可能であると判断しました。

診療機関名

担当医師

印

※印は、保護者が記載してください。

## 感染症等に係る登所に関する意見書

羽曳野市教育委員会  
教 育 長 様

年 月 日

※ \_\_\_\_\_ 教室

※ \_\_\_\_\_ 年生

※ \_\_\_\_\_ 児童氏名

### ■病気の種類■

- ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎
- ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・流行性角結膜炎
- ・膿疱疹 ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ
- ・伝染性紅斑 ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎
- ・その他 ( )

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、感染のおそれがないと判断されたので、

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降の登所が可能であると判断しました。

診療機関名

担当医師

印

※印は、保護者が記載してください。





羽曳野市教育委員会

電話 072(958)1111

内線 4510・4520・4540